

第1回中野区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和6年8月19日(月)午後3時～ 中野区役所6階 601・602会議室
出席委員	武藤委員(会長) 阿世賀委員(会長代理) 西村委員 大村委員 菊池委員 田村委員
傍聴人	15名
審議案件	令和7年度 労働報酬下限額について
諮問について	令和7年度労働報酬下限額について、区長から諮問書を受領
審議内容	事務局より説明 ①令和5年度公契約条例の運用結果について ②令和6年度公契約条例の運用状況等について ③令和7年度労働報酬下限額について
主な意見等	① 令和5年度公契約条例の運用結果について ・下限額の決定時期について、事業者の準備期間が短くなる可能性があるのではないか。 ・中野区では4回の審議会を行うことにより適切な時期に予算積算に必要な情報を提供できていると認識している。 ② 令和6年度公契約条例の運用状況等について ・廃棄物処理関係や、児童支援員といった職種における人手不足が見て取れる。 ・他の業種は賃金が上がっているのに、居宅介護支援だけは報酬額が上がっていない。 ③労働報酬下限額について ・建設業界では、技能職の育成には賃金上昇が重要であり、公共工事設計労務単価の90%という水準では不十分。 ・見習工の報酬下限額は軽作業員単価の70%ではなく、普通作業員単価の70%とすることが望ましいと思う。 ・物価高騰を考慮した引き上げが必要。 ・人事院勧告における国家公務員初任給の引き上げには驚いた。民間への影響はどうか。

その他	<p>○ 令和5年度及び6年度において、公契約条例が適切に運用できていること、また労働報酬下限額の設定により適正な賃金水準が確保されていることを確認した。</p> <p>○ 令和7年度の労働報酬下限額については、事務局が複数の具体的な労働報酬下限額の案を示し、それを基に次回の審議会において審議することを確認した。</p>
-----	---